



## 特集: 船員の日(7月14日) 船員司牧(ステラマリス) 続く入管法改悪に「No!」 / 在日ベトナム人共同体

### 今号の内容

- 2024年船員の日メッセージ 山野内倫昭司教 p.2
- 漁業福祉国際会議が、台湾で開催されました p.4
- 大洗のインドネシア人カトリック共同体の信仰実践 p.5
- 2023 年、2024年と続く入管法改悪に「No!」 p.6
- ベトナム人司牧者のつどいから: 在日ベトナム人カトリック共同体 p.8
- 全国研修会 / タリタム日本からのお知らせ / ホットライン p.12

### 船員の日 共同祈願文

主(しゅ)よ、海(うみ)で働(はたら)く人々(ひとびと)をあらゆる危険(きけん)から護(まも)り、導(みちび)いてください。

また、私(わたし)たちがこの人々(ひとびと)に感謝(かんしゃ)し、同(おな)じ船(ふね)で神(かみ)の慈(いつく)しみをたたえ、生(い)きていくことができますように。

教皇庁総合人間開発省は、7月の第2日曜日を「船員の日」と定め、世界中の司牧者、信徒に船員たちのために祈るよう呼びかけています。日本カトリック難民移住移動者委員会も、船員たちとその家族のために祈るよう皆様ご呼びかけます。

### 海から海へと、世界を結ぶために働く船員に感謝して

今年の「船員の日」にあたって、現代世界の人々が日々求めるすべてのニーズを満たすため、あらゆる物資を運ぶ仕事で海をとおりて世界を結びつける船員のみなさんに、あらためて敬意と感謝を表したいと思います。

船員の仕事は、わたしたちの生活を支える大切な仕事ですが、それは船員たちの犠牲の上に成り立っています。長期間家族と離れながら、肉体的にも精神的にも過酷な条件下で行われる仕事です。彼らこそ、その仕事によって、わたしたちが一つの家族となれるように世界を結びつけている、真の奉仕者であることを称賛し感謝します。そして、わたしたちも、一つの人類家族として彼らと連帯するよう招かれています。

船員がどのような環境で働き、生活しているかをさらによく知るためには、国際運輸労連(ITF)が作成・発行している会報『シーフェアラーズ・ブルテン』があります。わたしの手元にあるスペイン語版第37号(2023年発行)では、ステファン・コットンITF事務局長が会報の冒頭で、パンデミックに関し、次のように語っています。「あらためて、わたしたちの生活の多くの部分が停止しているときに、世界を動かし続けた船員やその他の運輸労働者に感謝を表します」。

ITFとはどういう存在でしょうか。ITFは、8つの産別部門(船員、水産、内陸水運、港湾、鉄道、路面運輸、民間航空、観光)の運輸労組で構成される世界組織です。153カ国の約735の加盟組織に所属する、およそ1,800万人の運輸労働者を代表し、その中には、211の加盟組合の約100万人の船員たちも含まれています。

ITFは世界中の運輸労働者を代表し、連帯とグローバル・キャンペーンを通じて、運輸労働者の利益を促進しています。これまで75年にわたり、船員の劣悪な労働環境や雇用条件を生み出しかねない「便宜置籍船制度」と闘い、キャンペーンを展開してきました。便宜置籍船制度とは、運航費用の削減を目的に、実質的な船主の国の法規制が及ばないよう便宜的に船籍を他国に置き、その国の旗をつけて運航することです。ITFインスペクター(検査官)と組合は、船上で働く船員が、適正な賃金、社会福祉、家族への支援、人権擁護などの労働条件を勝ち取ることができるよう、懸命に闘ってきたのです。ITFが毎年発行している『シーフェアラーズ・ブルテン』の最新情報は、各国語で読むことができます(<https://www.itfseafarers.org/en/resources/materials/seafarers-bulletin-2023>)。

わたしたちも今一度、何千、何万という船員たちが、世界の海をつなぎ、わたしたちを一つの家族としてまとめ、その使命を果たしていることを神に感謝し、心を合わせて、ともに祈りましょう。愛する大切な人と遠く離れ離れになっている彼らとその家族を、海の星、神の母聖マリアが守り続けてくださいますように。

聖マリア、海の星、船員たちの安全をお守りください。

あなたの保護と導きが彼らとともにありますように。

激しい波に直面する時、暗闇の中で航海を続ける時、

あなたの光で道を照らし、安らぎと勇気を与えてください。

彼らの家族と愛する人々に心をあわせ、祈ります。

彼らが大海原で活躍し、無事に帰って笑顔で家族や友人と再会できますように。

あなたの祝福が彼らとともにありますように。アーメン

2024年7月14日

日本カトリック難民移住移動者委員会

委員長 山野内 倫昭

The Holy See's Dicastery for Promoting Integral Human Development has designated the second Sunday in July as "Sea Sunday" and has called on pastors and laity around the world to pray for seafarers. The Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and People on the Move also invites you to pray for seafarers and their families.

### IN GRATITUDE TO THE SEAFARERS WHOSE WORK CONNECTS THE WORLD FROM SEA TO SEA

On this Seafarers' Day, we once again express our respect and gratitude to the seafarers whose work transporting goods to meet the daily needs of people connect our world divided by the seas.

The important work of seafarers supports our lives but it is built on the sacrifice of the seafarers. It is a job carried out under physically and mentally demanding conditions while being away from family and friends for long periods of time. We admire and thank them for their work as true servants who bind the world together so that we can become one family. And we as members of that one human family are invited to stand in solidarity with them.

A bulletin produced and published in various languages by the International Transport Workers' Federation (ITF) gives us an idea of the kind of environment seafarers work and live in. In the latest issue, ITF General Secretary Stephen Cotton speaks on behalf of all of us who lived through the Covid pandemic: "I thank all the seafarers and other transport workers who kept the world moving when so much of our lives came to a standstill."

The ITF is a global federation of transport unions from eight industrial sections: seafarers, fisheries, inland navigation, dockers, railways, road transport, civil aviation and tourism. It represents approximately 18 million transport workers in approximately 735 member organizations in 153 countries, including approximately 1 million seafarers from 211 affiliated unions.

The ITF represents transport workers around the world and promotes their interests through solidarity and global campaigns. For the past 75 years, they have fought and developed campaigns against the "flag of convenience" system that allows shipowners to reduce operating costs by bypassing laws and regulations of the shipowner's country. Instead, a vessel is registered in another country and operates under the flag of that country. ITF inspectors and unions work hard to ensure that seafarers receive decent wages, social services, family support and human rights protection. The latest ITF Seafarers Bulletin is available in various languages at <https://www.itfseafarers.org/en/resources/materials/seafarers-bulletin-2023>.

Let us pray with one heart in gratitude to God that tens of thousands of seafarers are fulfilling their mission by crossing the world's oceans, uniting us as one family. May Mary, Mother of God and Star of the Sea, protect those who are separated from their loved ones.

Mary, Star of the Sea, protect seafarers.  
May your protection and guidance be with them.  
When they face violent waves, when they sail in the dark,  
Light the way with your light, give them peace and courage.  
Our hearts are with their families and loved ones as they pray.  
At the completion of their labors on the seas  
may they return home safely to joyful reunions with their families and friends.  
May your blessing be with them. Amen.

+Michiaki Yamanouchi, Chairperson  
Catholic Commission of Japan for Migrants,  
Refugees and People on the Move  
July 14, 2024



# 漁業福祉国際会議が、台湾で開催されました

去る5月13日から18日まで、ステラマリス台湾主催「漁業福祉国際会議」が開催されました。各国の漁船に乗り込む外国人の漁民が直面する人権侵害、奴隷労働という喫緊の課題に取り組む画期的なこの会議には、カトリックの関係者のほか、台湾政府の関係者、業界の専門家、研究者、NGOの代表が集まり、漁船に乗る外国人労働者の福祉向上に向けた戦略について議論しました。

## 主要テーマと討議内容

会議では、外国人労働者の権利、海上での安全、公正な補償、持続可能な漁業慣行など、いくつかの重要なテーマに焦点が当てられました。参加者は、搾取的な労働条件、不十分な安全対策、漁業コミュニティの経済的不安定性など、漁業界が直面する複雑な課題を検討しました。

## パネルディスカッション

特定の問題についての詳細な対話を促進するため、一連のパネルディスカッションが行われました。トピックは以下の通り：

1. 法的保護と労働者の権利：専門家は、国際労働機関(ILO)などが定める国際労働基準の実施について議論し、漁業者の権利を守るためのベストプラクティス(成功事例)が共有されました。
2. 海上における健康と安全：パネリストらは、外国人漁民の安全対策、医療へのアクセス、メンタルヘルスサポートの改善の必要性を訴えました。また、安全設備や訓練プログラムの革新も紹介されました。
3. 経済的持続可能性：セッションでは、漁業の経済的側面に焦点を当て、公正な賃金、雇用の安定、漁業コミュニティの経済的存続を確保する方法を探りました。また、市場の変動や気候変動が漁業に与える影響についても話し合われました。
4. 持続可能な漁業の実践：環境の持続可能性は繰り返し取り上げられるテーマであり、専門家たちにより、漁業者に長期的な経済的利益を確保しつつ、海洋生態系を保護する漁業が提唱されました。また、持続可能な漁業の成果を示す、さまざまな国の成功事例が紹介されました。

## 成果と決議

会議は、世界の漁船に乗り込む外国人漁民たちの福祉を向上させることを目的とした、一連の決議で締めくくられました。

- ILO 漁業就業条約(C188)など、漁業者の権利を守る国際条約を批准し、実施するよう各国政府に呼びかけること。
- 漁業における労働基準を監視・執行するための国・地域機関の設立に関する提言。
- 漁業者の生活を脅かす違法・無報告・無規制(IUU)漁業などの問題に対処するため、国際的な協力を強化するための提案。
- 持続可能で安全な漁業の実践に必要なスキルを漁業者とそのコミュニティに与える教育訓練プログラムを推進するコミットメント。

## 今後に向けて

台湾で開催された漁業福祉国際会議は、漁業者の生活向上のための世界的な取り組みに大きな一歩を踏み出しました。多様なステークホルダー(利害関係者)が一堂に会し、有意義な対話を促進することで、この会議は継続的な協力と行動のための基盤を築きました。

参加者は、漁業従事者の権利を擁護し、議論された戦略を実行に移す決意を新たにし、会議を後にしました。これらの決議と提言が実践されることで、世界中の漁業従事者の労働条件、安全性、そして生活の質全体が目に見える形で改善されることが期待されます。この会議の成功は、国際的な取り組みを継続することの重要性と、漁業界に前向きな変化をもたらす上で、このようなプラットフォームが果たす役割を浮き彫りにしました。

ギャリー・ゲストヴェオ / 船員司牧(ステラマリス日本)全国担当者





# 大洗のインドネシア人カトリック共同体の信仰実践

船員たちと家族への祈りとともに、ステラマリスでは、海の仕事に携わる人々、港で働く人々にも目を向けています。四方八方を海に囲まれている島国の日本。遠洋漁業や沿岸漁業の漁船が氷揚げする各地の港で、地元のみならず、外国出身の人々も働いています。大洗の様子について信徒の方が紹介くださいました。

茨城県大洗市にあるインドネシア・カトリックコミュニティは、インドネシアのさまざまな地域から集まる、活気に満ちた親密なグループです。彼らは祖国から遠く離れているにもかかわらず、共通の信仰と文化的実践を通じて、霊的な集まりを確立してきました。インドネシア出身のルスニ神父はこれまで3年間、このコミュニティに奉仕してくださっています。

毎週日曜日の夜に集まり、インドネシア語でお祝いされるミサに参加します。このミサは宗教的实践、信仰の表現だけでなく、母国語の聖歌、祈り、朗読など文化的なつながりとしても機能し、彼らのルーツとのつながりの感覚を育みます。

典礼暦を通してコミュニティはカトリックの信仰と織りなす、さまざまなインドネシアの文化行事を祝います。クリスマス、イースター、その他の宗教的な祝日などのお祭りは、インドネシアの伝統的な踊り、音楽、ごちそうで記念され、宗教的信念を尊重しながら伝統の豊かさを映し出しています。毎年、友部で開催されるファミリーデーにも、定期的に参加しています。

外国での生活には、さまざまな困難が付きものですが、大洗のインドネシア人カトリック共同体は驚くほどの忍耐力を示しています。言語の壁や文化の違い、故郷への思いを乗り越えるために、信仰を拠りどころにし、強さ、導き、そして居場所を見出しています。大洗のインドネシア・カトリックコミュニティは今年、創立25周年を迎えます。彼らは、この重要な祝典を行うことを楽しみにしています。

インドネシアからの労働者たちは、大洗の水産業において重要な役割を果たしています。献身的な働き方と勤勉さにより、水産会社の日常業務に貢献し、水産物生産の品質と効率を確保しています。魚の加工、包装、流通など、水産業のさまざまな側面に携わっ

ています。海産物が国内外の消費者が期待する高い基準を満たすよう、勤勉さと細部への配慮で知られています。

大洗における彼らの存在は、日本の水産業を守り、維持し、世界の市場に高品質の水産物を継続的に供給していく上での国際協力、そして移住労働者たちの大きな役割を私たちに示しています。



船員司牧活動に興味のある方、協力できる方は、以下の連絡先、またはJ-CaRM事務局までご連絡ください。

## 札幌教区

ステラマリス苫小牧

TEL:090-1305-1692

0144-32-3291(カトリック苫小牧教会)

## 東京教区

ステラマリス東京

TEL:080-8259-0991

E-mail:edwindurocorros@gmail.com

## 横浜教区

横浜教区ステラマリス

TEL:045-308-7200

<http://aosyokohama.jp/>

E-mail:stellamaris.yokohama.catholic@gmail.com

## 名古屋教区

ステラマリス名古屋

(名古屋教区難民移住移動者委員会内)

TEL:052-953-9480

E-mail:tomonokai9480@gmail.com

## 大阪教区

MTS 神戸

TEL:078-891-6927

<https://www.facebook.com/mtskobe/>

## 福岡教区

福岡教区ステラマリス

TEL:092(522)4059 9~17時(土・日・祝日は休み)

080(1795)6167

E-mail:fukuoka.aos@gmail.com



# 2023 年、2024 年と続く入管法改悪に「NO！」

## 2023 年改悪入管法の施行が目の前に

昨年 2023 年 6 月、難民申請者をはじめ、さまざまな理由により日本で在留資格を失った状態で生活する外国人の排除を目的とする改悪入管法案が、市民社会からの大きな反対の声にもかかわらず、国会で強行可決・成立しました。今年の 6 月 10 日の施行が目の前に迫っています(注:本稿は 6 月 2 日現在で書かれたものです)。この法改定により、難民申請中の人でも 3 回目以上の申請者や、家族が日本にいるなどの理由で在留を希望する長期滞在者も強制送還される危機が高まる見込みです。

改定法の施行に向けてカトリック内部の支援者からも不安の声があがり、J-CaRM でも支援者を対象としたアンケートの実施や、ネットワーク内部での情報共有を行ってきました。5 月 27 日には J-CaRM 主催で「改定入管法施行でどうなる～わたしたちにできることは？」と題し、法施行を目の間にした緊急オンラインセミナーを開催し、200 名余りの参加がありました。

セミナーでは、改定入管法の運用について児玉晃一弁護士から詳しい解説があり、また、日本生まれ日本育ちにもかかわらず長年仮放免の状態でご暮らしてきた当事者のみゆきさんからの証言がありました。みゆきさん家族は、きょうだい 2 人には今年の春ようやく在留特別許可が出されましたが、お母さんは仮放免のままです。子どもと家族の在留特別許可についても未解決の問題が残されています。セミナーでは、6 月 10 日の施行後の法運用を厳しくモニタリングしながら、当事者・支援者が連携してできる取り組みを行っていくこと、抜本的な法「改正」に向けた働きかけを継続していくことを確認しました。

改定法の影響を受ける仮放免者や難民申請者への経済支援を目的として、昨年 8 月より呼びかけをスタートした、外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会(外キ協)による「難民・移民なかまのいのちの緊急基金」も、第2期までに 840 万円余りの献金を集め、269 人に一人 3 万円の援助金の支援を実施しました。現在、3期目の支援に継続して取り組んでいます。

## 2024 年通常国会で再び入管法改悪案が

今年の 3 月 15 日には、日本社会にすでに永住・定住する外国人に対する差別的な扱いを含んだ改定入管法案が、技能実習法改定案と同時に閣議決定され、国会に提出されました。これらの法案は、4 月に衆議院で審議入りし、5 月 21 日の衆議院本会議での可決を受けて、6 月 2 日現在、参議院で審議中です。



今年の入管法等の改定は、もともと昨年 1 年間かけて政府の有識者会議で検討されてきた外国人労働者受入れ制度の見直しを大きな柱とした「改正」と言われてきました。

外国人労働者の受入れについて、私たちカトリック教会でも、これまで、現代の奴隷制度と批判されてきた「技能実習制度」の廃止の運動に賛同し、労働者を尊厳をもった人として受け入れる法制度整備を求めてきました。しかしながら、今回の法案で新たに提案された「育成就労制度」も、技能実習制度の看板のかけかえにすぎず、本人の意向による転籍を容認するとしつつも、様々な要件をつけて来日する労働者の権利を制約し、一つの受入れ機関に縛りつけようとする構造は、技能実習制度の搾取構造をそのまま引き継いだ使い捨て労働力受入れ政策の延長でしかないことが明らかになっています。技能実習制度も、育成就労制度も、特定技能 1 号も、家族帯同が認められていません。労働者の生活の安定が守られず、家族の結合権を保障する国際人権基準さえも守られない制度は、抜本から見直しをするべきです。

改めて私たちは、技能実習制度廃止後の新制度が、債務労働を排除し、転職の自由など労働者の基本的権利を担保した国際人権基準にかなう制度となることを強く求めます。

\*\*\*\*\*





## 「どさくさ紛れ」の永住許可取り消し制度導入

また今回の法案で政府は、「育成就労制度の導入とセットで、永住許可制度の適正化が必要」として、日本に長年生活する永住者に対し、税金や社会保険料の滞納や在留カードの携帯義務違反、その他軽微な法令違反に対して在留資格を取消することができるような制度導入をしようとしています。今回の法案の大きな問題点は、十分な検討も議論もないまま、いわば「どさくさ紛れ」に、永住者の在留資格の取り消し制度を導入しようとしていることです。十分な立法事実もないまま、永住許可の取消しという重大な処分を可能とする今回の改定案は、現に日本で生活する 89 万人を超える永住者を含むすべての外国人の立場を不安定にし、外国人に対する差別や偏見を助長するものでしかありません。この法案にはカトリック司教団が加盟する外キ協や、J-CaRM が加盟する移住連などからも次々と反対の声明があがっています。



このように、昨年に引き続き外国籍の人々への差別の法制度化、入管法改悪に反対の立場から、J-CaRM でも署名「#永住許可の取り消しに反対します」や 4 月 23 日に開催された緊急院内集会「共生を阻む 2024 年改定入管法案」にも協力し、教会内外に呼びかけをしてきました。反対署名は 4 万筆余りを集め、5 月 15 日に法務省に一旦提出しています。法案審議は、衆議院は法案一部修正されて可決通過しましたが、参議院に入って参考人質疑で移住連の共同代表鳥井一平さんや永住者の当事者である横浜中華協会の曹徳深さんが法案に反対の立場からの明確な意見陳述を行い、週明

け 6 月 3 日以降の審議も注目されます。引き続き、外国人の人権を守り差別を許さないという声をあげていく必要があります。

戦争と排外主義は手を携えてやってくるという歴史の教訓がありますが、2023 年と 2024 年と続く入管法改悪、差別の法制度化に大きな危機感を持たざるをえません。このような時代にあって、排外主義の拡大を断固として許さず、平和と共生に向けた歩みを社会の中で証していくカトリック教会の役割を改めて痛感しています。

山岸素子(J-CaRM 専門委員)

(※本稿は、6 月 2 日現在で書かれたものです)



- ◇ 5 月 27 日にオンラインで緊急開催された「改定入管法施行でどうなる～わたしたちにできることは？」(講演:児玉晃一弁護士、当事者の証言:みゆきさん)は、ご希望の方に、アーカイブ配信のご案内をしています。J-CaRM ホームページの「お問合わせ」より、事務局まで、お名前、ご所属、配信リンクをお送りするメールアドレスをご連絡ください。
- ◇ 6 月 10 日に全面施行された、2023 年改定入管法施行後の運用について、オンラインセミナーの第 2 弾を、この秋(9 月、または 10 月ごろ)に開催予定です。8 月中には、J-CaRM のホームページにてご案内の予定です。
- ◇ 永住許可取り消しを含めた 2024 年改定入管法案は、6 月 15 日の参議院本会議で可決成立しました。施行は 3 年後です。外国人を差別する「どさくさ紛れ」の法案が、このように通ってしまう状況の中で、国連が定めた 6 月 20 日の世界難民の日を迎えました。

# ベトナム人司牧者のつどいから:在日ベトナム人カトリック共同体

去る2月29日(木)~3月1日(金)、大阪高松大司教区のサクラファミリアで、「ベトナム人司牧者のつどい」が開催されました。日本全国から、またベトナム教会からも含めて、62名の参加がありました。つどいには、ベトナム人の司牧者だけでなく、日本人の司祭、シスターたち、信徒たちも参加し、まず互いに知り合っ、あいさつをして顔を覚え、自分の活動や抱えている希望について分かち合う機会となりました。

つどいでは、はじめに在日ベトナム人カトリック共同体の歴史について、グエン・フー・ヒエン神父からベトナム語で分かち合われました。ヒエン神父は、80年代より日本各地のベトナム人コミュニティが情報を共有し、互いにつながりあえるよう取り組んでこられました。その他、難民移住移動者に関わる日本とベトナム教会の交流の流れ、ホットライン相談会での相談対応からの分ち合い、各教区での取り組み、現在の在日ベトナム人カトリック青年会について共有がされました。

ここでは、ヒエン神父が長年寄り添ってこられた、在日ベトナム人共同体の歴史についてご紹介します。

グエン・フー・ヒエン神父

## I: 初期

1978年以来、最初のベトナム難民(ボートピープル)のグループが日本に到着し、その後日本政府からの定住許可を受けました。これは、日本の漁船によって沖合で救助されたり、あるいは外国の石油タンカーによって拾われ、日本に連れてこられたりしたベトナム難民の波の始まりでした。

「ボートピープル」と呼ばれるベトナム難民が初めて日本に到着した1978年以来、日本政府、プロテスタント、神道、特にカリタスを通じた日本のカトリック教会など、各宗教が注視し、全国各地に一時滞在施設の難民センター(以下、難民キャンプ)や救援センターを設立して、ベトナム難民の再定住をサポートしてきました。特に、横浜教区の松村官和神父が率いるカリタスジャパンは、ベトナム人カトリック共同体にとって不可欠な存在となりました。彼らは国際メディアを通じて、ベトナムの司祭に支援を仰ぎ、当時の日本で難民となったベトナム人カトリック信者をサポートしました。これらの難民の多くは、困難な国境越えに伴う心理的、身体的な課題に直面し、また日本語にも未だ慣れていない状況でした。日本には、ベトナム共同体をサポートするために正式に任命された司祭はいませんでした。幸いに、ニャ・チャン教区の Vu Dinh Trac 神父がいました。彼は当時の教区司教であるグエン・ヴァン・トゥアン司教の派遣を受け、台湾へ留学しました。1975年、ベトナムが侵略されると、Trac 神父は台湾からアメリカに移住しました。1981年以降は、彼は時々東京を訪れ、上智大学で哲学の博士論文を準備していました。東京を訪れる際、Trac 神父は品川の国際救援センターに立ち寄り、カトリック信者のためにミサを捧げっていました。おそらく、Thân 神父、Định 神父、Lập 神父、および他の定住難民の方々は今でも Trac 神父のことを覚えていることでしょう。

1984年初めから、当時カリタスジャパン事務局長の松村神父に招かれ、難民支援のために初めて日本を訪れました。

しかし、私はまだローマで学んでいたため、実際に来日したのは1984年夏で、6月下旬から10月上旬までの3ヶ月間でした。この滞在期間中、カリタスで働く司祭や修道女たちの指導のもと、仙台から新潟、そして沖縄まで、ベトナムのボートピープルのための難民キャンプを訪れました。どこに行っても、ベトナムのカトリックの信者たちは私にミサを捧げ、秘跡を行うように頼んできました。それ以来、毎年夏にはローマから日本へ3ヶ月間滞在し、ベトナムカトリックの信者たちのためにミサを捧げ、秘跡を授けるとともに、カトリック信者でない方々を含めて通訳を手伝っています。

1988年末から、当時の東京大司教である白柳誠一枢機卿の要請に応じて、私は福音宣教省によって日本に派遣されました。私は東京大司教区の司祭として叙階され、ベトナム難民を支援する役割を果たすこととなりました。日本滞在中、カトリックの兄弟姉妹との交流の中で、彼らはミサを共に捧げる場所が欲しいとの希望を表明しました。司祭が不在の際には、一緒に祈りを唱えていました。そのため、私はこの問題を地元司祭たちに提起し、私が訪れるたびに、通常の日でも、ベトナム人コミュニティのためにミサが行われるよう、小教区の教会の利用をお願いしました。こうして、これらの共同体が生まれました。まず、最初に東京の共同体があり、それに続いて藤沢共同体があり、最も多くのベトナム難民が住む場所です。より南には姫路の共同体があり、その後神戸と大阪が続きました。時間の経過とともに、難民がキャンプを離れて定住し始めると、私たちは名古屋と広島に共同体を設立しました。関東地方では、溝の口、伊勢崎・群馬、川口、烏山、蒲田、大森などにも共同体が形成されました。これらの共同体から、



2つの連合体が生まれました。関西、そして、ラバンの聖母（関東）の連合体です。

## II: 共同体の活動

### 1. みことばの典礼（ミサ聖書朗読冊子）

在日ベトナム人カトリック共同体では、各共同体が情報を共有し、互いに繋がり、結束を深めるため、また、信徒が積極的に典礼に参加し、典礼朗読を理解するのを助けるために、毎月1回『みことばの典礼』という冊子を制作し、信徒たちに配布しています。創刊から現在まで、ベトナムカトリック共同体の皆さんのおかげで、476号を数え、39年以上にわたり、この貢献を欠かさずに続けています。現在、毎月1900部の『みことばの典礼』冊子が印刷され、全国に送付されています。これはまさに神の恵みであり、編集委員会の努力と司祭や共同体の支援によって実現しています。この『みことばの典礼』冊子がいっまでも存続し、教区の団結を深め、人々の信仰生活を支える一助となることが望まれます。また『みことばの典礼』の運営委員会は、オリエンズ宗教研究所に朗読箇所を提供しており、毎月ベトナム語版の『聖書と典礼』を印刷し、全国の小教区に広く送付されています。

### 2. 教区の集会／大会

全世界のカトリック教会とベトナムの教会との連帯を深めるために、在日ベトナム人共同体は聖年や信仰における重要な出来事の記念日など、特別な日に全国大会を開催しました。

#### (1) 兵庫県姫路市での第1回マリアン全国大会

1986年8月13日から8月15日まで、教区初のマリア大会が大阪教区姫路市の仁豊野で開催され、日本各地に点在する新設の共同体から約500名のベトナム人信徒が集まりました。大会は、カリタスのために働く、難民を支援している数名の司祭、日本人および外国人修道士の参加、特に当時的大阪大司教であったパウロ安田久雄大司教と、当時カリタスジャパンのディレクターでもあった仙台教区司教、ライモンド佐藤千敬司教の出席のもと、熱心に行われました。この大会は、日本の教会にベトナム人信者の信仰生活への熱意を証し、信仰生活を深めるためにベトナム人信者を支援するためのより一層の努力を促すものでした。

#### (2) La Vangでの聖母出現200周年記念

第2回全国集会は、1998年8月、ラ・バン聖母被昇天

200周年を記念して静岡県裾野市で開催されました。多くのベトナム人司祭をはじめ、日本全国から1,000人を超えるベトナム人信徒が参加し、3日間の集会が行われました。夏の炎天下の中、また会場の設備が不十分であったにもかかわらず、皆さんは熱心に、そして忍耐強く、秘跡を受け、行列に参加し、ミサに参列しました。集会のおかげで、人々は再会し、知り合う機会を得て、共同体の構築に貢献しました。その結果、信仰生活は守られ、発展し、共同体の結束は時とともに強まりました。

#### (3) 2000年の聖年

2000年聖年祭に際し、在日ベトナム共同体に聖年について学ぶ機会を提供し、特に彼らが熱烈かつ敬虔に全免償を受けることができるよう、2000年8月に姫路市仁豊野で聖年大会が開催されました。

#### (4) 浜松で聖アンデレ・フー・イエン大会

2011年7月、在日ベトナム共同体の守護聖人である聖アンデレ・フー・イエン大会が開催されました。これは、ベトナム教会の崇高な聖人の信仰生活を学び、彼に倣い、日本に住む一人一人の実践的な状況において証し人となる時間を持つ機会でもありました。

#### (5) 岐阜県多治見市での信仰大会

2013年、全教会は「信仰年」の教皇様の呼びかけに応え、5月に多治見神言修道院で「信仰大会」を開催しました。日本各地から700名を超える参加者が集まり、信仰に関する教会の教えを学ぶ2日間となりました。参加者は、司祭から祈りの生活についての指導を受けたり、ゆるしの秘跡を受けたり、2日間の行事の中でミサを共に祝うなど、貴重なひとときを過ごしました。

#### (6) 姫路での神のいつくしみの特別聖年大会

教皇フランシスコが呼びかけられた「いつくしみの特別聖年」に際して、2016年8月に姫路市仁豊野で「神のいつくしみ大会」が開催されました。すべての人が神と和解し、「神のいつくしみの年」の完全な免償を受ける機会となりました。

#### (7) 関西の聖母祭

全国大会に加えて、大阪、神戸、姫路の3つの共同体からなる関西のカトリック共同体連合は、聖母マリアの被昇天の祝日に定期的に聖母祭を開催しています。これは大阪で行われることもありますし、神戸の鷹取や姫路の仁豊野で行われることもあります。ミサは通常、大阪教区の司教が司式し、

ベトナム人司祭やベトナム人が活動する小教区の司祭が共同司式します。ミサの後、聖母マリア像と共に行列が行われます。これは、日本人にとって信仰を宣言するためのものでもあります。

### 3: 聖母マリア被昇天の祝日、藤沢教会にて

関東地方では、会場の都合上、大規模な行事は難しいです。代わりに、毎年8月15日の祝日に、カトリック藤沢教会では、聖母行列が教会周辺を練り歩きます。その後、聖母マリアに捧げるミサでイベントは終了します。藤沢教会の共同体だけでなく、東京や周辺の小教区からも多くの人が参加します。最近では、日本人教区民も徐々に参加するようになり、他県からの信徒も増えています。今や、このミサは藤沢小教区の恒例行事となり、神奈川県や近隣のベトナム人カトリック共同体にとってはお祭りの日となっています。

### 4: クリスマスキャロル・フェスティバル

関東のLa Vangの聖母共同体では、2年に一度、通常待降節の第3日曜日に、クリスマスキャロル・フェスティバルを開催しています。このイベントでは、さまざまな小教区から共同体が集まり、クリスマスキャロルを歌い、クリスマスに備えてゆるしの秘跡を受ける機会があります。小教区は順番に主催し、地域社会に紹介する役割を果たし、責任を分担しながら一致を育んでいます。

### 5: 子ども向けサマーキャンプ

1990年以来、教区では毎年夏休みに、子どもたちが楽しい時間を過ごし、同時に宗教教育を充実させる機会として、司祭や神学生、修道女の協力を得て、一部の保護者も協力して、全国各地で子どもたちのためのサマーキャンプを開催しています。

最初の数年間は、岐阜県多治見市にある神言修道会の修道院でサマーキャンプを開催していました。しかし、2000年からはドン・ボスコのサレジオ会の援助により、長野県の野尻湖畔にある、広くて設備の整った修道会の避暑地で毎年開催されるようになりました。毎年、このサマーキャンプには、在日ベトナム人修道会メンバー約20人が参加し、約50人から70人の子どもたちが集まります。3日間のキャンプの間、子どもたちは宗教教育を学び、ゲームに参加し、湖での活動を楽しむことができます。子どもたちはキャンプを大いに楽しみ、サマーキャンプを通してお互いの絆を深めています。帰宅

後も連絡を取り合い、定期的に会っています。

### 6: Tiếng Lòng- 司祭／修道女志望者および恵まれない子どもたちへの奨学金基金

東京の神のこばを分かち合うグループが30年前に設立した「司祭・修道女志望者と恵まれない子どもたちのための奨学金支援チャリティー基金」は、召命の支援と恵まれないか勤勉な子どもたちが学校に通うための手段を提供することを目的としています。この基金は、恵まれない子どもたちに年間1万円の奨学金を支給しています。教区司祭や修道会の長から直接紹介され、奨学金を受け取る役割を担っています。また、この子どもたちの教育的な進歩について、神のこばの分かち合うグループに報告し、援助を行います。この1万円の奨学金は、篤志家たちからの寄付金です。ある人は10人、別の人は5人、また別の人はたった1人を支援します。毎年8月になると、彼らはその資金を神のこばを分かち合うグループに送り、子どもたちが8月から学校に通えるようベトナムに送ります。これまで神のこばを分かち合うグループは、毎年300人のベトナムの奨学生を支援してきました。決して大きな金額ではありませんが、「神のこばの分かち合う」共同体とベトナムのマザー・チャーチとの間の思いやりと連帯の象徴になっています。

おかげさまで、医師やエンジニアになった卒業生もいますし、司祭や修道者になってベトナムの教会に奉仕している人もたくさんいます。旧暦の年末になると、神のこばを分かち合う会は「Tiếng Lòng」(心の声)と呼ばれるニュースレターを送り、篤志家に感謝の意を表すと同時に、生徒たちの活動や進捗状況を報告しています。

### 7: 貧しい子どもと障害児を支援する基金

これは、東京の神のみこばを分かち合うグループがコーディネートする教区の慈善活動でもあります。この基金は、貧しい子どもたちや障害のある子どもたちを支援するもので、30年前に設立されました。年に2回、8月と12月にみこばを分かち合うグループからベトナムに送られ、毎回15～20万円がベトナムの修道女や司祭が管理する60の障害者センターや保護施設に配られます。

神のみこばを分かち合うグループは、過去30年にわたり、一貫して、子どもたちの支援を担う司祭や男女修道者に5万円を贈っています。これは、篤志家、共同体の代表者、神



のいつくしみのグループ、ロザリオのグループ、そして東京の神のみことばを分かち合うグループの惜しみない犠牲の結果です。彼らは自主的に、ベトナム料理の中でも「生春巻き、四角いもち」などを作って販売し、子どもたちを助けるための資金を集めています。

貧しい人々と慈愛にあふれた魂を持つ教区の人々に神のご加護を讃えます。福音書に登場するやもめのように、貧しい教区民たちは自分の持っているものすべてを捧げています。これはまさに教区の特別な美しさです。黙って分かち合ってください皆さんに心から感謝いたします。

### III: 記憶に残る出来事

ベトナム共同体が設立されて以来、地域社会には喜びと忘れられない思い出をもたらすと同時に、人々の信仰を強める重要な出来事がありました。これらの出来事を通して、誰もが神の絶え間ない交わりと支えを感じ、小教区に祝福をもたらしてきました。

1983年、東京神学校にベトナム難民の神学生が入学し、1992年3月8日、東京教区の司祭に叙階されました。それが、スアンロック教区出身のヨセフ・ゴ・クアン・ディン神父で、日本で最初のベトナム人司祭となりました。その後数年間、同教区はさらにベトナム人神学生を迎え入れ、彼らは後継者として司祭に叙階されました：横浜教区 P.X. ファム・ディン・ソン神父(1994年)、サレジオ会 ミカエル・グエン・ミン・ラップ神父(1996年9月23日)、神言会 ペトロホアン・ミン・マン神父、イエズス会 ドミニコ・カオ・ソン・タン神父(1998年3月21日)。

例外的なケースとして、アントン・ブー・カイン・トゥオン神父がいます。彼は学生時代、トヨタ自動車グループから奨学金を得て日本に留学しました。しかし、卒業後は神言修道会に入ることを選び、2011年10月15日に司祭に叙階されました。また、神学生として日本語を学ぶために来日し、その後母国に戻って叙階されたベトナム人神父も2人います。聖コロンバン神父会のヨハネ・キム・グエン・スアン・ティエン神父(1995年6月26日叙階)と、メリノール修道会のヨハネ・ダム・スアン・ロー神父(2000年6月10日叙階)です。

2001年以来、イエズス会のドミニコ・カオ・ソン・タン神父は、日本における召命の準備と促進のためのプログラムを確立してきました。このプログラムを通して、日本の多くの修道

会や教区がベトナムからの召命を希望しています。その結果、教区の司祭、修道女、協力者の数が増えています。このプログラムの最初の成果は、2011年3月26日に叙階されたコンベンツアル聖フランシスコ修道会のエマヌエル・チャン・ヴァン・ビン神父でした。彼に続き、ヨハネ・グエン・クアン・トゥアン神父(2013年)、ペトロ・ファム・ホン・チン神父(2015年)、ペトロ・ホアン・ドウック・ロイ神父(2017年3月20日)、ヨハネ・ゴー・ヴァン・タイン神父(2017年3月20日)など、司祭・修道士・修道女たちが研修を受け、日本で奉仕しています。

現在、日本では55名の司祭が各教区で活躍しています：札幌1名、新潟2名、さいたま4名、東京10名、横浜5名、名古屋4名、京都2名、大阪高松6名、広島4名、福岡1名、長崎1名、大分1名、鹿児島3名、那覇教区6名、宣教会司祭5名。

また修道女が170人以上、神学生、候補者、志願者がさまざまな修道会や教区で働き、学んでいます。これはまさに神がベトナム教会に与えてくださった恵みであり、在日ベトナム人社会と日本の教会にも恩恵をもたらしています。

司祭の数はかなり多いですが、ベトナム人司祭は教区内の小教区のために働かなければなりません。カトリック教会の数は少ないです。そのため、定期的な活動を組織するのは難しい。ベトナム人のカトリック信徒は、居住する小教区の管轄下で、ミサや小教区の活動に参加するよう招かれています。また地元教区や小教区の配慮と愛情のおかげで、彼らは毎月決まった日曜日に小教区でベトナム語のミサに与っています。

ここ10年ほど、日越政府間のプログラムにより、多くのベトナムの若者が日本へ働きに来ています。彼らは北海道から沖縄まで全国に広がっていて、食品会社、農業、建設業、ホテル、レストランなど、さまざまな業種で働いています。彼らの中にはカトリックの兄弟姉妹も多くいます。しかし、その多くは教会のない遠隔地や孤立した地域に派遣されているため、正確な数を把握するのは難しい状況です。

2024年に日本の法務省が発表した統計によれば、在日ベトナム人コミュニティは元定住難民の永住者、留学生、技能実習生、特定技能、技術・人文・国際の在留資格、政府職員、および家族滞在の人々を含め、50万人以上で構成されています。その中で、約3万人～4万人がカトリック信者と推定され、彼らは日本の最北部(北海道)から南部(沖縄)まで広く分散して生活しています。(翻訳:J-CaRM ベトナム司牧チーム)

## 2024年度全国研修会は、9/29(日)～30(月)仙台開催です！

難民移住移動者委員会では、「難民・移住者・移動者」をとりまく社会の問題について学び、関わりについて考える全国研修会を、三教会管区持ち回りで開催しています。コロナ禍を経て、5年ぶりの対面の全国研修会(今回は東京管区担当)の開催が決まりました。日程は9月29日(日)～30日(月)の2日間で、会場は、仙台教区のカテドラル、元寺小路教会(JR 仙台駅より徒歩10分)です。

世界難民移住移動者の日を記念する9月29日の主日に、元寺小路教会では、仙台教区主催のインターナショナルミサ、そしてインターナショナルフェスタが予定されています。全国研修会の参加者も、仙台教区の行事に参加し、29日(日)午後から、ともに講話を聴き、互いに学び、交流を深める研修会が始まります。プログラムの詳細は、チラシ、ホームページをご覧ください、お誘いあわせのうえ、お申込みください。8月に J-CaRM からの世界難民移住移動者の日の広報物発送と合わせて、全国研修会のポスターチラシも全国に送付される予定です。

### 人身取引問題に取り組む部会(タリタクム日本)の フェイスブック開設のお知らせ



このほど、タリタクム日本は Facebook アカウントを開設いたしました。今年5月のタリタクム総会に教皇様が送られたメッセージと総会最終宣言の日本語訳全文、「人身取引反対世界デー(7/31)」に向けた企画などが掲載されますので、是非、ご覧ください！右の QR コードよりアクセスできます。タリタクム日本によるセミナー等の活動や、人身取引問題への取り組みを随時紹介していきます。文書のダウンロードもできますので、よろしければご活用ください。



### ベトナム人労働・生活相談ホットライン 次回開催は9月 28日(土)です

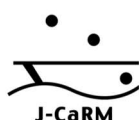
新型コロナの影響を受けた在日ベトナム人からの相談が、2020年2月からカトリックの司祭や修道者に多く寄せられたことをきっかけに、技能実習生への労働問題への対応、相談連携の緊急ホットラインを2020年6月からこれまで24回開催しました。4年が経過した現在、技能実習生の入国・受け入れが再開され、来日もない実習生からの相談、留学生や技術・人文・国際などの在留資格で働く若者の相談が増加。そこで、在留資格にかかわらず、在日ベトナム人からの労働相談、生活相談に対応する「ベトナム人労働・生活相談ホットライン」として開催しています。

無料で、弁護士の先生や労働問題の専門家の方に、日本語、ベトナム語で相談ができます。主に Facebook メッセージャーを使用したオンラインの相談会で、東京会場のほか、全国6カ所(札幌、茨城、岐阜、大阪、福山、北九州)の拠点で、ベトナム人、日本人の司祭、シスター、信徒などカトリック教会関係者が、労働相談・生活相談の専門家とともに対応します。お近くのベトナム人のみなさんにホットラインの Facebook ページ <https://www.facebook.com/HotlineLDVN> をお知らせください。



日本カトリック難民移住移動者委員会 135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10

Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and People on the Move  
10-10 Shiomi 2-Chome, Koto-ku, Tokyo 135-8585 JAPAN



日本カトリック難民移住移動者委員会の活動にご協力ください。

郵便振替： 00110-8-560351 加入者名：日本カトリック難民移住移動者委員会

番号や加入者名印刷済みのゆうちょ銀行払込用紙をご希望の方は、難民移住移動者委員会事務局までご連絡ください。

